

山形県農林水産部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱

旨

第 条 この要綱は、山形県 林水産 が所掌する建設工事に係る総合評価落札方式の実施に し、必要な事 を定めるものとする。

定義

第 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

総合評価落札方式 価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対に加え、品 や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両 から最も優れたものをもって申 みをした者を落札者とする方式をいう。

標準型 総合評価落札方式において、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能、環境 慮及び安全対策等の視点から技術提案等を求め入札参加者の施工実績や工事成績評定点等と合わせて評価を行う形式をいう。

簡易Ⅰ型 総合評価落札方式において、技術的 への対応について施工計画や品 管理等を求め入札参加者の施工実績や工事成績評定点等と合わせて評価を行う形式をいう。

簡易Ⅱ型 総合評価落札方式において、入札参加者の施工実績や工事成績評定点等により評価を行う形式をいう。

若手・女性技術者評価型 歳未満の若手技術者や女性技術者の現場 置を評価 目として簡易Ⅱ型に組み むことができる。

工事の 定

第 条 総合評価落札方式の対 工事は、設計 消 税及び地方消 税を含む。が 千万円以上の工事で、知事若しくは山形県事務代決及び専決事務に する規程 昭和 28 年 12 月 21 日山形県訓令第 49 号 第 条の規定による工事 の支出 担行為に する専決者 以下「契約担当者」という。が必要と認めた次の各号に該当する工事とする。

標準型の対 工事は、技術的工夫の余地の大きい工事で、技術的 があり特別な施工技術を要する以下のいずれかに該当する工事とする。

ア 入札参加者の提示する性能、機能、技術等 以下「性能等」という。によつて、工事価格に、工事に して生ずる補償 等の支出 及び収入の減 相当 並びに維持管理 等を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事

イ 入札参加者の提示する性能等によつて、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

ウ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札参加者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

簡易Ⅰ型の対工事は、技術的工夫の余地の小さい一般的な工事のうち、技術的ははあるが特別な施工技術を要しないと認められる工事とする。

簡易Ⅱ型の対工事は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事のうち、技術的が特にない工事と認められる工事とする。

前各号の総合評価落札方式の対工事は、原則として、総合評価における施工上の技術的チェックシート別紙により分するものとする。

学経者の意見の聴取

第 条 契約担当者は、標準型及び簡易Ⅰ型における落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ 名以上の学経者の意見を聴かなければならない。

また、当該意見聴取において、併せて、当該落札決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見がべられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、 名以上の学経者の意見を聴かなければならない。

簡易Ⅱ型については下記によることとする。

林水産担当が総合評価落札方式の制度の説明を行い、それに対しての意見を聴取する。

個々の工事事案については、四半期ごとの対工事定時及び落札者決定時において、契約担当者が係料の付による報告を行う。

落札者決定基準の決定

第 条 落札者決定基準については、契約担当者が所管する「 審査会」以下「 審査会」という。で決定するものとする。

入札の公告

第 条 契約担当者は、総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札公告に、次に掲げる事を明示するものとする。

当該工事が総合評価落札方式の対工事であること。

総合評価を行う事由。

総合評価の方法にすること。

入札参加格の欠格にすること。

落札者の決定方法にすること。

標準型、簡易Ⅰ型及び簡易Ⅱ型に係る標準公告例及び標準入札明書例は、別に定める。

技術提案を求める範囲

第 条 発注者は、入札参加 格確認申 に併せて、標準型にあつては 提案書及び技術 料の提出を、簡易Ⅰ型及び簡易Ⅱ型にあつては技術 料の提出を求めるものとする。

標準型において技術提案を求める範囲は、設計及び施工方法等に するもので、原則として設計図書において指定されたもののうち、総合評価落札方式による評価方法によって県に有利となる が可能な提案を期待できるもので、民 の技術 発等を積極的に活用することが 切と認められるものの中から、工事の特性に応じて定めることとする。

技術提案については、当該工事の目的及び内容に応じ、事業上の必要性等の観点から評価 目を設定するものとするが、当該工事に係る契約期 内に、その評価した性能等が確認できるものにするものとする。

技術提案等の審査

第 条 入札参加希望者から提出された 提案書及び技術 料の審査は、 審査会において行うものとする。ただし、技術 料の審査については、評価の対 目に対応する施工計画や品 管理に係る技術的な所見 以下「技術的所見」という。に するものにする。

当該工事を所管する 以下「所管 」という。 は、標準型又は簡易Ⅰ型に係る前 の審査を行う場合は、必要に応じて入札参加希望者に対して、あらかじめ、ヒアリングを実施するものとする。

提案書の審査に当たっては、性能等の確保、施工の確実性・安全性及び標準案と比 した経済性並びに目的物への影 等の評価を行い、 提案書の採否及び入札参加希望者の技術力の評価値 以下「加算点」という。 を決定するものとする。

前 の 提案書の採否については、一般競争入札 条件付 参加 格確認結果 知書 別記様式 により、その旨及びその理由を 知するものとする。

技術的所見の審査にあたっては、与条件との整合性、理解度、対応方 の裏付け等を評価して採否及び加算点を決定するものとする。

入札参加希望者及び 置予定技術者の技術的能力並びに地域 献活動の実績の評価について疑義が生じた場合は、 審査会において審査を行うものとする。

総合評価落札方式に対する 問

第 条 入札の公告の日以 、入札参加希望者から任意の書 により当該総合評価落札方式に する 問がなされた場合には、所管 は、すみやかに回答書を作成し、覽に供するものとする。

入札の実施

第 条 標準型における入札の実施において、第 条第 により 提案書が採用された入札参加者は、当該提案に基づき入札に参加できるものとし、 提案書が採

用されなかった入札参加者は、標準案に基づき入札に参加することができるものとする。

簡易Ⅰ型における入札の実施において、入札参加者は、提出した技術的所見に基づき入札に参加することができるものとする。

総合評価の方法

第 条 総合評価は、入札参加者から提出された 提案書及び技術 料と入札価格に基づき、原則、 算方式 価格以外の要素を数値化した技術評価点を価格で して、評価値を算出する。 により評価値を求めるものとする。

落札者の決定

第 条 総合評価落札方式における落札者は、次に掲げる要件のうち必要なものを満たす者で、かつ、前条の評価値が最も い者とする。

入札価格が予定価格の制 の範囲内にあること。

提案書又は技術的所見 「 提案書等」という。 が、 提案書等に対して要求する要件を全て満たしていること。

算方式における評価値が、基準評価値 標準値を、予定価格で した数値を下回っていないこと。

評価値の最も い者が 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

入札者名、入札 、落札者名及び落札 の公表は、入札結果 別記様式 により行うものとする。

任の所在等

第 条 発注者が 提案書等を 正と認めることにより、当該 提案書等に基づく工事に する建設業者の 任が 減されるものではない。 の減 、損害 償等を行う旨を入札 明書及び契約図書に記 するものとする。

発注者は、 提案書・技術 料 内容履行確認書 別紙 により 提案書等の履行を確認することとし、履行がされなかった場合は、工事成績の減点や契約の減 を行うものとする。

前 の履行がされなかった場合の措置の決定は、 審査会が行うものとする。

提案内容の取扱い

第 条 提案書等の内容が一般的に使用されている状態となった場合は、県は提案者に 知することなく県が発注する工事に、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの りでない。

評価値に係る 明要求

第 条 簡易Ⅱ型の入札参加者は、入札結果に示された自 の評価値に係る 明を落

札者の決定の日から 算して 日以内 山形県の休日を定める条例 平成元年 月県
条例第 10 号 に規定する県の休日 以下「県の休日」という。 を く。 に求める
ことができるものとする。

所管 は、前 の求めについて、 明要求を受理した日の翌日から 算して 日
以内 県の休日を く。 に、評価値に係る 明書 別記様式 により回答するも
のとする。

提案書 の作成 用

第 条 提案書等の作成に要した一切の 用は、入札参加希望者の 担とする。

その他

第 条 この要綱に定めのない事 については、「山形県建設工事一般競争入札 条
件付 実施要綱」及び「山形県 林水産 総合評価落札方式ガイドライン」の 係規
定の定めによるものとする。また、これにより い事 については、必要に応じて別
に定めるものとする。

則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

則

この要綱の一 改正は、平成 24 年 5 月 1 日以 に入札公告を行う工事から 用する。

則

この要綱の一 改正は、平成 27 年 2 月 1 日以 に入札公告を行う工事から 用する。

則

この要綱の一 改正は、平成 30 年 7 月 17 日以 に入札公告を行う工事から 用する。

則

この要綱の一 改正は、令和元年 11 月 1 日以 に施工伺いを行う工事から 用する。

則

この要綱の一 改正は、令和 年 10 月 日以 に施工伺いを行う工事から 用する。

則

この要綱の一 改正は、令和 年 月 日以後に入札公告を行う工事から 用する。

則

この要綱の一 改正は、令和 年 10 月 日以後に入札公告を行う工事から 用する。

則

この要綱の一 改正は、令和 年 10 月 日以後に入札公告を行う工事から 用する。

則

この要綱の一 改正は、令和 年 10 月 日以後に入札公告を行う工事から 用する。

総合評価における施工上の技術的 チェックシート

工事名

チェック欄 イ 施工上の技術的 の該当の有無。
 ロ 当該技術的 に対して特別な施工技術の要否。

目	区分			施工上の技術的
		イ	ロ	
工事目的物の 性能 機能	性能 機能			補償を要する工事で、工期の短縮が補償 の削減につながる。
				施工数 により、設備の機能 性能が向上する。
				材料の特別な品 管理が求められる。
				施工にあたり、特別な施工管理が求められる。
				土の締固め具合について管理を要する。
				時等の土砂の流出対策を要する。
				コンクリートの特別な品 管理、出来形管理が求められる。
				要構 物で、特にコンクリートの耐久性が求められる。
				交 の多い 等で、 行性 低 が求められる。
				市街地を る 等で低 が求められる
				舗装材の敷均し時の特別な温度管理が求められる。
				橋 材、 材の溶接について品 の確保を要する
				構 物の内 状況や自然状況に応じて、施工方法の変更等の臨機応変な対応が必要。
		その他		
社会的要	接施工			営業線があり、施工に 慮を要する。
				架空線があり、施工に 慮を要する。
				地下埋設物があり、施工に 慮を要する。
				民家があり、施工に 慮を要する。
				病 学校等の 要施設があり、施工に 慮を要する。
	現 環境			施工にあたり、交 規制が伴う。
				施工にあたり、歩行者 自 の安全対策に 慮を要する。
	水 汚濁			水 汚濁 止の対策が必要。
				地下水 断の対策が必要。
	振動			施工にあたり、 振動対策が必要。
	大気汚染			施工にあたり、大気汚染対策が必要。
				施工にあたり、粉塵対策が必要。
	臭気			施工にあたり、臭気対策が必要。
	地盤沈下			施工にあたり、地盤沈下対策が必要。
	揮発性有機化合物			施工にあたり、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の対策が必要。
	環境			自然保 区域内や希少動植物への 慮が必要。
	工程管理			施工期 、施工時 帯等の制 があり、工程管理に 慮を要する。
	その他			

以上により下記の入札方式とする。 該当に“○”を記入

イかつロの 目がある。 施工上の技術的 があり、特別な施工技術を要する
総合評価落札方式（標準型）による一般競争入札

イだけの 目のみ。 施工上の技術的 があるが、特別な施工技術を要しない
総合評価落札方式（簡易Ⅰ型）による一般競争入札

イに該当する 目がない。 施工上の技術的 が特にない。
総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）による一般競争入札
 を検討する。

別紙2

VE提案書・技術資料 内容履行確認書

工事名：

工事

提案項目	提案内容
確認項目	確認状況

確認結果：

年 月 日

総括監督員

印

別記
様式 1

番 号
年 月 日

(商号又は名称 代表者氏名) 殿

山形県知事 氏 名

一般競争入札（条件付）参加資格確認結果通知書

先に確認申請のあった下記の工事に係る一般競争入札参加資格の審査結果を、下記のとおり通知します。

記

公 告 日	年 月 日	
工 事 名		
入札参加資格の有無及びその理由	有 ・ 無	
	入札参加資格がないと認めた理由	
V E 提案に基づく入札の可否及びその理由	可 ・ 否	
	V E 提案に基づく入札を不可と認めた理由 又は可と認めた場合の条件	

(注) 入札参加資格がないと認められた者又はV E 提案が採用されないと認められた者は、詳細理由について、 年 月 日まで書面により 課 (室) へ説明を求めることができます。

入 札 結 果

工事名			施行番号	
工事場所				
入札日時				
調査基準価格 (C)			予定価格 (税抜き)	
総合評価の分類			基準評価値 (標準点/予定価格 (円) × 1 百万)	

第1回		標準点 (a)	加算点													品質等 確実点 (c)	技術 評価点 (a+b+c) (A)	入札価格 (B) 円	予定価格 ≥ 入札価格	入札価格 ≥ 調査基準価格	評価値 (A)/(B)又は (C) (×1百万)	評価値 ≥ 基準評価値	順位	備考				
			企業の能力				技術者の能力					地域貢献													計 (b)			
番号	入札者		施工 実績	工事 成績	工事 顕彰	ICT等 活用	施工 経験	工事 成績	継続 教育	実施 証明	若手・女 性技術者	週休2日 等実施態 勢	災害 協定等	ボランテ ア等、イ ンター ンシップ等	主たる 営業所													
1																												
2			※ 評価対象外の項目については削除すること。																									
3																												
4																												
5																												
6																												
7																												
8																												
9																												
10																												
11																												
12																												
13																												
14																												
15																												

(注) 1 落札金額は、上記の金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。(円未満切捨て)
 2 評価値の表示は、切り捨てにより小数点以下3桁とするが、同値により落札者が判定できない場合は判定できる桁まで表示する。
 3 入札参加者の評価値算出において、入札価格が調査基準価格を下回る場合は調査基準価格を用いて算出する。

入 札 結 果

工事名
 工事場所
 入札日時
 調査基準価格 (C)
 総合評価の分類

施行番号

予定価格 (税抜き)

基準評価値
 (標準点/予定価格 (円) × 1 百万)

第1回		標準点 (a)	加算点														品質等 確実点 (c)	技術 評価点 (a+b+c) (A)	入札価格 (B) 円	予定価格 ≧ 入札価格	入札価格 ≧ 調査基準価格	評価値 (A)/(B)又は (C) (×1百万)	評価値 ≧ 基準評価値	順位	備考				
			企業の能力				技術者の能力				地域貢献															計(b)			
番号	入札者		施工 実績	工事 成績	工事 顕彰	ICT等 活用	施工 経験	工事 成績	継続 教育	実施 証明	若手・女 性技術者	週休2日 等実施照 明書	災害 協定等	※ラフテ イ等・イン テック等	災害復旧 の受注	主たる 営業所	作業船												
1																													
2			※ 評価対象外の項目については削除すること。																										
3																													
4																													
5																													
6																													
7																													
8																													
9																													
10																													
11																													
12																													
13																													
14																													
15																													

(注) 1 落札金額は、上記の金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。(円未満切捨て)
 2 評価値の表示は、切り捨てにより小数点以下3桁とするが、同値により落札者が判定できない場合は判定できる桁まで表示する。
 3 入札参加者の評価値算出において、入札価格が調査基準価格を下回る場合は調査基準価格を用いて算出する。

別記
様式3

年 月 日

(商号又は名称 代表者氏名) 殿

部局長 (総合支庁長) 名

評価値に係る説明書

説明要求のありました入札結果に示された評価値に関する回答は以下のとおりです。

工 事 名	
回 答 事 項	